

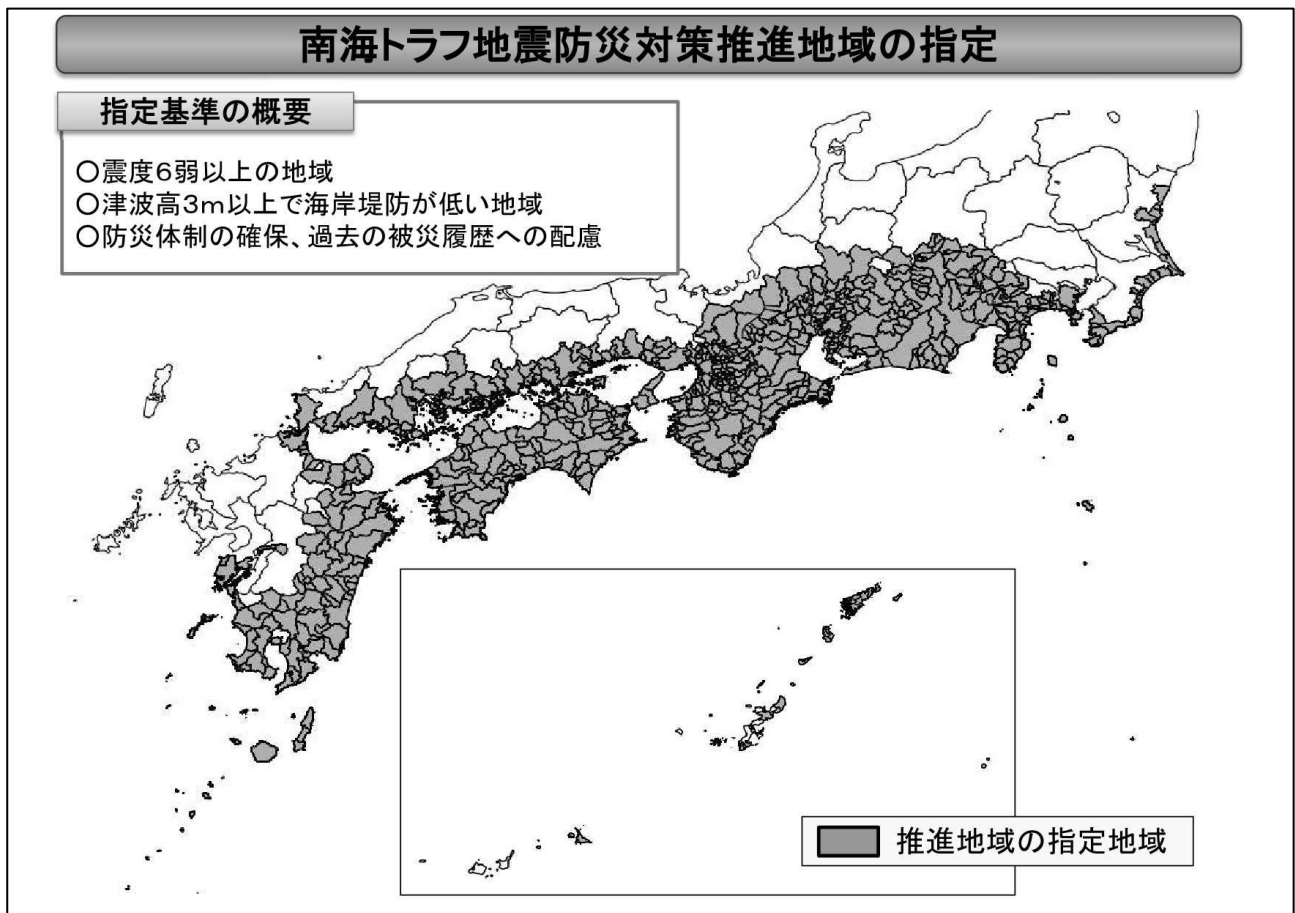
第 8 部 南海トラフ地震及び 東海地震防災対策

第1章 南海トラフ地震防災対策

第1節 策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。同法に基づき、平成26（2014）年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市は推進地域には指定されていないが、最大震度5強程度と想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

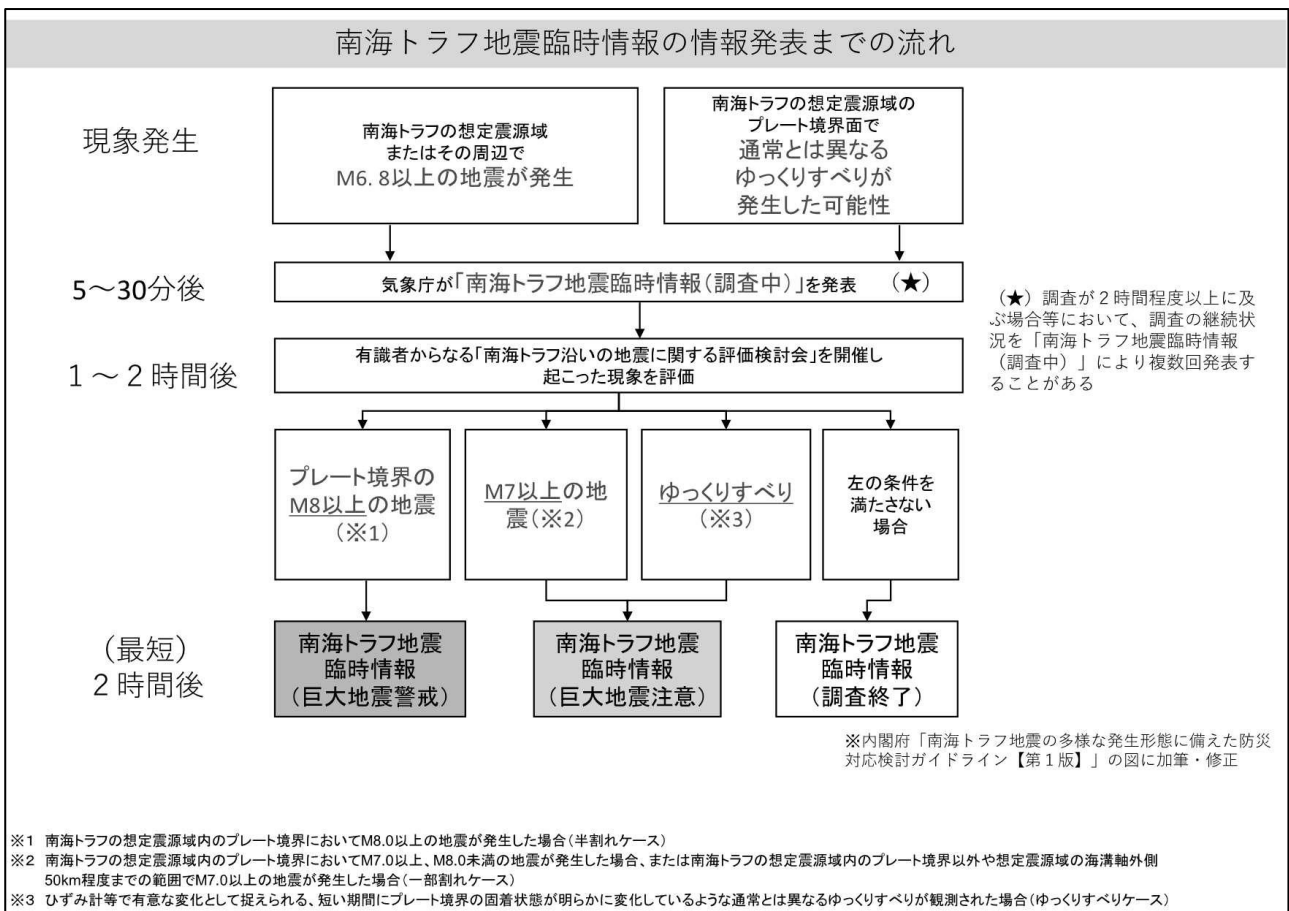
(1) 市の活動体制

防災安全課は、都から南海トラフ地震臨時情報が伝達されたときは、直ちに庁内各部及び関係機関に対して伝達する。なお、夜間・休日の際は守衛室を通して、防災安全課長、防災安全担当部長の順に伝達し、防災安全担当部長は、市長、副市長、教育長に伝達する。

市長は、南海トラフ地震臨時情報が発表され、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災対法第23条の2に基づき災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、以下について対応を協議する。

- ①南海トラフ地震臨時情報の伝達
- ②社会的混乱の防止及び混乱回避対策等の決定
- ③各機関の業務にかかる連絡関係

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



(2) 市民・事業所等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)」の連絡を受けた場合は、市民・事業所等に対して、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

呼びかけについては、防災行政無線、市ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 及び広報車等を活用して広報を行う。

市民への呼びかけ内容

日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

- ・家具類の転倒防止
- ・非常持出品の確認
- ・家族の安否確認方法の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・近隣の協力体制等（避難行動要支援者等への配慮）

事業所への呼びかけ内容

日頃からの地震への備えやBCPの再確認等、防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

- ・従業員や家族の安否確認方法の確認
- ・設備の落下・転倒防止
- ・食料や燃料等の備蓄・非常用持出品の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・発災時の一斉帰宅抑制の協力 等

第3節 その他の対応

本章に記載のない事項については、「第3部 震災応急復旧計画」に基づいて対応する。

なお、推進地域に指定されている島しょ町村では、津波等により甚大な被害が想定されることから、島外への避難者等の受入れや応援職員の派遣等について市が協力するほか、他の被災県に対する支援も行う。

第2章 東海地震防災対策

第1節 策定の趣旨

東海地震防災対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合、都、市区町村及び各防災機関が一体となって地震被害の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

東京都では、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画による対策を進めているが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない本市においても警戒宣言等が発せられた場合の必要な措置について定めるものとする。

これまで、東海地震は予知の可能性が高い地震とされてきたが、現在の科学的知見からは地震の規模や発生時期を高い確度で予測することは困難であるとの報告がなされたことから、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わないこととなった。また、今後は南海トラフ全域を対象として異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が発表されることになった。

そこで、当面の間は下記のとおり対応することとする。

- 1 「第2章 東海地震防災対策」の運用は今後行わないこととする。
- 2 本章に関する修正等については、国の法律改正及び都の方針等を踏まえて検討する。

第2節 基本的な考え方

（1）都市機能の確保

東海地震の発生により、国立市では最大震度5弱（地域によっては5強）程度と想定されることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることとする。

- ①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- ②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置

（2）計画の範囲

本章は、原則として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）又は東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても社会的混乱が予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込む。

(3) 「第2部 減災計画」、「第3部 震災応急復旧計画」との関係

本章に記載の無い事項については、「第2部 減災計画」及び「第3部 震災応急復旧計画」に基づき実施する。

(4) 東海地震に関する情報の種類と対応

気象庁は、平成23(2011)年3月24日から「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報(臨時)」に名称変更するとともに、従来は報道発表のみだった定例の地震防災対策強化地域判定会の調査結果を「東海地震に関連する調査情報(定例)」として発表することとした。また、各情報の危険度に応じて、赤、黄、青のカラーレベルが情報文に示されることになった。

東海地震に関連する情報と主な防災対応		
情報名 (カラーレベル)	発表基準	主な防災対応
東海地震に関連する調査情報(定例) (カラーレベル:青)	●毎月定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。	●防災対応は特にない。
東海地震に関連する調査情報(臨時) (カラーレベル:青)	●観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する。	●防災対応は特にない。 ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。
東海地震注意情報 (カラーレベル:黄)	●観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表する。	●次の準備行動がとられる。 ・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 ・救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。
東海地震予知情報 (カラーレベル:赤)	●警戒宣言が発せられた場合に発表する。	・地震災害警戒本部が設置される。 ・住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第3節 調査情報及び注意情報が発表された時の対応

調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に地震が発生する可能性があることを念頭において安全確保を図り、仮に発災した場合には「第3部 震災応急復旧計画」に準じて必要な措置を図る。

(1) 調査情報発表時の対応

調査情報(臨時)が発表された場合、防災安全課は連絡要員の確保など情報収集連絡体制をとり、都、防災関係機関から情報収集を行い、必要に応じて庁内各部及び関係機関に情報を伝

達する。なお、夜間・休日等の勤務時間外に調査情報を受けた場合は、守衛室から防災安全課長に連絡する。

(2) 注意情報発表時の対応

①市災害対策本部の設置準備（防災安全課）

注意情報が発表された場合、平常時の活動を継続しながら、市本部の設置準備、職員の参集、必要な情報の収集と広報等を実施する体制を確保する。

②注意情報の伝達（防災安全課）

注意情報を覚知したときは、直ちに庁内各部、関係団体、消防団、防災関係機関等へ伝達する。（「一般市民、事業所等に対する伝達系統」参照）

③市民・事業所への周知

防災行政無線、市ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 及び広報車等により広報を行い、混乱防止に努める。

④保育園、学童保育所等の対応（保育幼児教育推進課、児童青少年課）

保育園、学童保育所、児童館（以下「保育所等」という。）は、注意情報が発表された段階では、保育等を継続し、警戒宣言が発せられた後に保育等を中止し帰宅の措置をとる。このため、保育所等は、平素から保護者に対して保育所等の対応策を周知徹底する。なお、注意情報の報道等で保護者が引取りに来た場合は、園長等の責任において措置する。

また、保護者に対して注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の保育の再開等について説明する。

⑤小中学校の対応（教育部）

市立学校では、授業を学級指導やホームルームに切り替え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業等の再開について説明する。また、警戒宣言が発せられた後に授業を中止し帰宅や引取りの措置をとる。このため、市立学校では、平素から保護者に対して学校の対応策を周知徹底する。

第4節 警戒宣言が発表された時の対応

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけ、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の知事に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

都においては、各種防災措置を実施することとなっており、本市においても警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

(1) 市災害対策本部の設置（防災安全課）

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災対法第23条の2の規定に基づき市本部を設置する。また、設置した旨を関係機関に連絡する。

①市災害対策本部の組織

災対法、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例、国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例施行規則等の定めるところにより、「第3部 震災応急復旧計画」による。

②本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ウ 各機関の業務にかかる連絡関係
- エ 市民への情報の提供

③配備体制

警戒宣言時における配備体制及び配備人員は、「第3部第1章 活動体制」に定める災害対策基本体制とする。

(2) 防災機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。

市内の公共団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について都及び市等に協力する。

(3) 相互協力

警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない可能性もあるため、各機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。

(4) 防災機関への要請

各機関等の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは関係防災機関等の応援あつせんを依頼しようとするときは、都災害対策部に対し、口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。

(5) 警戒宣言等の伝達（防災安全課）

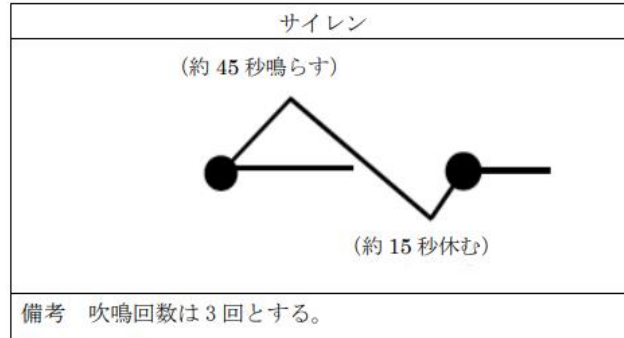
防災安全課は、都から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を町内各部及び関係機関に伝達する。警戒宣言及び地震予知情報の伝達経路は、「警戒宣言の連絡伝達系統図」に示すとおりである。

市民・事業所等に対して、防災行政無線（サイレンの吹鳴による防災信号）、市ホームページ、くにたちメール配信、国立市公式 SNS 及び広報車の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。伝達系統は、「一般市民・事業所等に対する伝達系統」に示す。

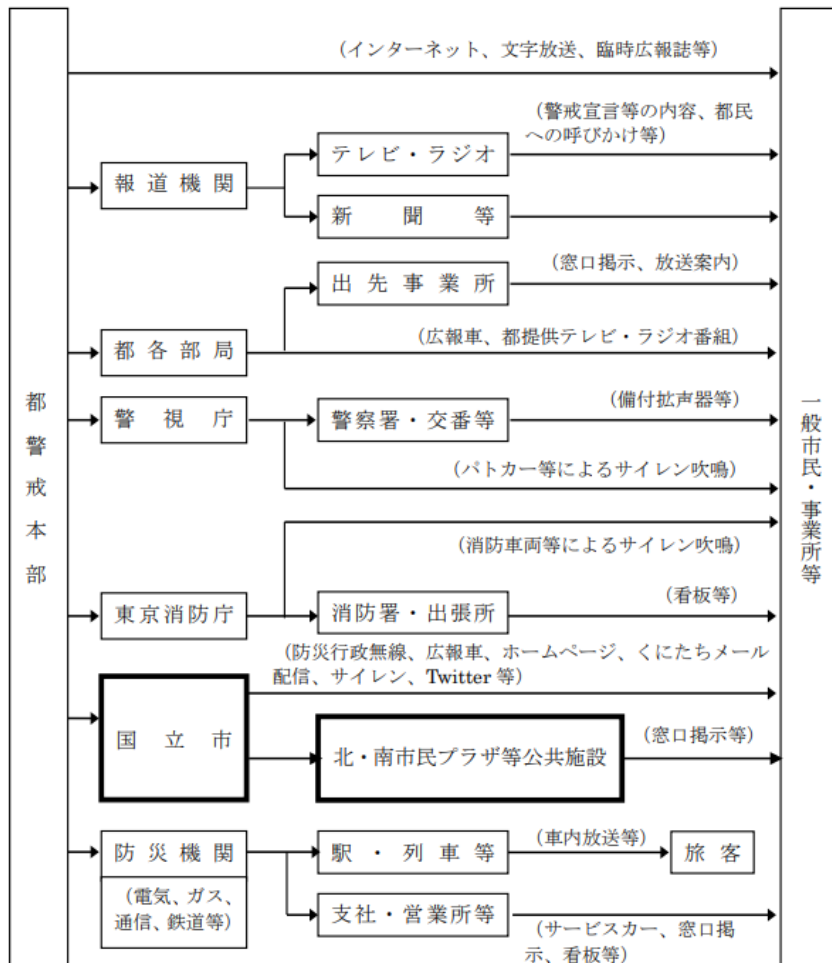
一般市民・事業所等に伝達する事項

- | |
|--------------|
| ① 警戒宣言の内容 |
| ② 本市の予想震度 |
| ③ 防災対策の実施の徹底 |
| ④ その他特に必要な事項 |

防災信号(サイレン)の吹鳴パターン



一般市民・事業所等に対する伝達系統



【広報内容】

- 警戒宣言の内容
- 家具類の転倒・落下・移動防止、出火防止、非常持出品の確認、近隣の協力体制等
- 避難が必要な住民に対する避難の呼びかけ
- 混乱防止のための対応措置
列車の運行状況、道路の渋滞状況、電話の自粛要請、金融機関の営業状況

(6) 各部・関係機関の対応

対策項目	対応措置	担当機関・部署
消防・危険物対策	①消防部隊の編成強化、関係機関への職員の派遣、資機材の準備等活動体制の確保 ②市民・事業所へ情報収集、出火防止、初期消火等の呼びかけ ③危険物、高圧ガス等取扱い施設への安全管理の呼びかけ	立川消防署 消防団
警備・交通対策	①警備部隊の編成・配備、混乱防止活動等警備対策 ②危険箇所の点検、道路工事現場の安全対策	立川警察署 都市整備部
公共輸送対策	①列車・バス内、駅等における乗客への情報伝達 ②列車、バス運行の安全確保 ③乗客の集中防止対策（時間差退社、徒歩帰宅等の広報） ④駅における警備体制の強化	JR 東日本 立川バス 京王バス
学校・医療機関・福祉施設対策	■学校の措置 ①原則授業の打切り、警戒宣言解除まで臨時休校措置の実施 ②児童の引渡し措置の実施、安全な下校措置の実施 ③校外指導時における安全措置、情報連絡 ④警戒解除宣言の連絡 ■医療機関の措置 ①可能な限り診療の継続 ②発災時の被害防止、軽減措置の実施（建物・設備の点検、落下部の防止、医薬品の点検等）	教育部 健康福祉部 医療機関

	<p>■保育園、通所施設の措置</p> <p>①園児・利用者の引渡し・保護措置 ②引取りの利用者、又は急な移動が困難な利用者の施設における保護 ③施設・設備、ライフラインの点検 ④食料、飲料水、ミルク等の確保、医薬品の確保</p> <p>■入所施設</p> <p>①施設設備・ライフラインの点検 ②食料・飲料水の確保、医薬品の確保 ③利用者家族の連絡手段の確保 ④関連機関との連携</p>	
<p>図書館・体育館等の不特定多数者が利用する施設</p>	<p>①利用者に施設利用自粛の要請 ②防災設備の作動準備、危険物の保安措置 ③エレベーターの運転中止、階段利用の指導</p>	<p>各施設管理者</p>
<p>通信対策</p>	<p>①警戒宣言時の輻輳防止措置 ②通話の輻輳、利用制限措置等に広報 ③警戒宣言の顧客への周知、対策要員の確保、社外機関との協調、地震防災応急対策業務の実施</p>	<p>NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ KDDI ソフトバンク 楽天モバイル</p>
<p>ライフライン施設対策 (電気、ガス、上下水道)</p>	<p>■電気</p> <p>①電力供給の継続 ②人員、資機材の点検確保 ③電力の緊急融通体制の確保 ④安全措置に関する広報実施</p> <p>■ガス</p> <p>①原則としてガス製造・供給の継続、地震発生時の二次災害防止又は軽減を図るための応急措置 ②人員、資機材の点検確保 ③需要家に対する安全措置の広報 ④工事等の中断</p> <p>■水道</p> <p>①飲料水供給の継続、汲み置き等の広報 ②施設の安全点検、保安措置</p>	<p>東京電力グループ 東京ガスグループ 東京都水道局多摩水道改革推進本部 都市整備部</p>

	■下水道 ①危険物に関する保安措置 ②施設等の安全措置	
生活物資対策	①市内小売店の営業継続の要請 ②必要物資の調達・確保 ③食料等の配布体制の確保	生活環境部
避難所対策	①必要に応じて避難所の開設及び警察署、消防署、都福祉保健局への報告 ②避難所における食料、飲料水、寝具、簡易トイレ、応急医薬品、非常照明等の確保 ③避難所における必要な職員の配置	教育部 (防災安全課)
救援救護対策	①医療救護班の編成準備 ②救急患者の受け入れ体制の確保 ③重症患者の搬送準備 ④水、食料の点検確保 ⑤緊急輸送体制の確保	健康福祉部 市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会 生活環境部

第5節 市民・事業所等のとるべき措置

東海地震により市内で震度5程度の揺れが発生した場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒等による被害が生じるものと予想される。

このため、市及び防災関係機関は、被害及び混乱を防止するために万全の措置を講ずるものであるが、市民及び事業所等の果たす役割は極めて大きい。本節では、市民、自主防災組織及び事業所等がとるべき行動基準を示し、被害及び混乱の防止を図るものとする。

(1) 平常時

市民がとるべき措置
1 地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認する。 2 消火用具など防災用品を準備する。 3 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図る。 4 ブロック塀等の点検補修など、家の外部についても安全対策を図る。 5 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出品の準備をする。 6 家屋の耐震化を図る。 7 家族で対応措置を話し合う。 （1）注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決める。

- (2) 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定をあらかじめ話し合う。
- 8 防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を高める。市、消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
 - 9 要配慮者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に隣近所や自主防災組織、消防署・交番等に知らせる。
 - 10 あらかじめ隣近所相互間で災害時の協力について話し合う。

自主防災組織がとるべき措置

- 1 組織の役割分担を明確にし、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域市民等に周知しておく。
- 2 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - (1) 市及び防災機関等からの情報を、正確かつ迅速に地域市民に伝達する体制を確立する。
 - (2) 地域ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

事業所等がとるべき措置

- 1 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等を作成する。
地震防災応急計画の作成義務のある事業所にあっても、消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成
- 2 従業員等に対する防災教育を実施する。
- 3 自衛消防訓練を実施する。
- 4 情報の収集・伝達体制を確立する。
- 5 事業所施設の耐震性の確保及び施設内の安全対策を図る。
- 6 水、食料、医薬品その他必需品を備蓄する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

市民がとるべき措置

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意し、冷静に行動する。
- 2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

自主防災組織がとるべき措置

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット、くにたちメール配信、国立市公式 SNS、広報車、防災行政無線等の情報に注意する。

2 地区内市民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

事業所等がとるべき措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

市民がとるべき措置

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 市の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオから情報を入手する。
 - (2) 都、市、警察、消防等防災機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - (2) メーターガス栓の位置を確認する。(避難するときは、メーターガス栓及び元栓を閉める。)
 - (3) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)
 - (4) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - (5) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器の置き場所、防火用水等を確認するとともに浴槽等に水を溜めておく。
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造り用テープを張る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医療品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
 - (1) 路外(空地や駐車場等)に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場へ移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、後は車を使わない。
- 12 幼児、児童の行動に注意する。

- (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。
- (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベーターの使用は避ける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

自主防災組織がとるべき措置

- 1 自主防災組織の活動体制を確立する。
 - (1) 自主防災組織の編成を確認する。
 - (2) 自主防災組織本部を設置する。
 - (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。
- 2 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地区内市民に伝達する。
- 3 地区内市民に対して、市民のとるべき措置を呼びかける。
- 4 防災資機材等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や病人の安全に配慮する。
- 7 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法を確認する。

事業所等がとるべき措置

- 1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者やしょうがいしゃ等の安全に留意する。
- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する集会場及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を確認する。

- 6 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防署(所)・放送局・鉄道事業者等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。
- 10 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- 11 建築工事、トンネル工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させる。ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。